

日本セーリング連盟外洋帆走三崎 選挙規則

制定 平成12年5月31日

(総 則)

第 1 条 本支部規約第29条及び第30条に基づく代議員に関する選挙は、本規則の定めるところによる。

第 2 条 選挙の執行に関しては、すべて選挙管理委員会の指揮に従う。

第 3 条 選挙権の行使は、理由の如何を問わず委任を認めない。

(選挙管理委員会)

第 4 条 本選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

2 本会に選挙監理委員会を置く。

第 5 条 選挙管理委員会委員（以下「選管委員」という。）は、若干名とし、常任委員会の議決により支部長が任命する。

2 選管委員の任期は2年とする。補欠により就任した選管委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 選管委員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第 6 条 選管委員の互選により選挙管理委員会に委員長を置く。

2 委員長は、選挙管理委員会を代表し、会務を総理する。

第 7 条 代議員は選管委員を兼ねることができない。

2 選管委員は、前項の委員、代議員を推薦することができない。

第 8 条 選管委員会は、次の事務を行う。

(1) 立候補者または推薦候補者の資格審査

(2) 立候補者または推薦候補者の立候補の受付および辞退に関する事務

(3) 選挙公報の発行及び選出する代議員数の告示

(4) 投票および開票の事務

(5) その他選挙に関する事務

第 9 条 前条第3号の告示は、選挙の日の20日前までにに行う。

(選挙権及び被選挙権)

第 10 条 1 1 条 1 項の選挙権者名簿に記載された会員（規約第4条による特別会員および正会員をいう。以下同じ。）は選挙権を有する。

2 入会后、選挙の日において2年を経過する本会会員は、代議員の被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第 11 条 選挙の直前の、12月31日又は4月1日のどちらか選挙日に近い日の会員名簿をもって選挙権者名簿とする

2 会員は、前項の名簿を閲覧することができる。

3 閲覧期間は、選挙告示の日から10日間とし、支部事務所において行う。

(選挙の方法)

第 12 条 選挙は、各支部ごとに1人1票の投票により行う。

2 投票は、定数内連記無記名とする。

(代議員及び予備代議員の数)

第 13 条 代議員の数は、15人以上20人以下とする。

2 任期の途中においては定数の増減は行わない。

3 予備代議員は、本代議員選挙における次点者をあてるものとする。

第 14 条 代議員に欠員が生じたときは、予備代議員を繰り上げる。

(当選の決定)

第 15 条 選挙は有効投票の多数を得たものをもって当選者とする。

第 16 条 投票の効力に関する事項は、選挙管理委員会の合議により決定する。

第 17 条 開票は、投票終了後直ちに行う。

第 18 条 候補者が定数を超えない場合は、投票の手続きによらないで、その候補者を当選者とすることができる。

第 19 条 選挙管理委員会は、選挙終了後2週間以内に選挙の結果を支部長に報告しなければならない。

2 支部長は、前項の報告に基づき立候補者に当選、落選及び次点の通知をするものとする。

第 20 条 当選者は当選の通知を受けて5日以内に辞退の申し出をしなければ承認したものとする。

第 21 条 投票された票は、選挙監理委員会において当該代議員の任期中これを保管する。

第 22 条 支部長は、第 20 条により決定した代議員の氏名を、本会会員に通知しなければならない。

(立候補等の方法)

第 23 条 立候補者は、次の内容を具備した書面を第 8 条第 3 号の告示の日より選挙の日の 15 日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

- (1) 立候補者氏名 (自署名、捺印) 生年月日及び現住所
- (2) 所属するフリートの名称
- (3) 候補者の略歴
- (4) 推薦候補者の場合は、推薦者 2 名以上の署名捺印
- (5) 届け出年月日

第 24 条 選挙管理委員会は、候補者締め切り後速やかに候補者名簿を選挙人に送付する等周知しなければならない。

(附 則)

- 1 この規則は、制定の日 (平成 12 年 5 月 31 日) から施行する。
- 2 この規則施行後最初の選挙監理委員は、第 5 条の規定に拘わらず、常任委員会の議決により支部長が任命し、その任期は平成 15 年 3 月 31 日までとする。